

令和3年4月15日

## 総務委員会資料

### 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課)・・・P 1
2. 松江市島根町加賀で発生した大規模火災について  
(消防総務課)・・・P 6
3. 冷凍保安責任者及びその代理者の兼務に係る取扱指針について  
(消防総務課)・・・P 7

防 災 部

新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
3月13日(土)		県内感染者確認(1名、松江市、計285名)
3月18日(木)	緊急事態措置終了に関する公示 基本的対処方針の変更 (緊急事態措置終了地域) 3月21日をもって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を解除	
3月20日(土)		第26回県対策本部会議 知事指示事項 (県民向け) 3月18日に、政府が3月21日をもって緊急事態措置を解除することを宣言したことから、当分の間、以下のこと等を要請 ・宮城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県などのように都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請されている地域との往来については、慎重に判断すること ・引き続き、基本的な感染防止対策を行うこと
3月25日(木)		県内感染者確認(1名、出雲市、計286名)
3月30日(火)		県内感染者確認(1名、奥出雲町、計287名)
3月31日(水)		県内感染者確認(1名、奥出雲町、計288名)
4月1日(木)	まん延防止等重点措置に関する公示 基本的対処方針の変更 (実施期間)4月5日～5月5日 (まん延防止等重点措置実施区域)宮城県、大阪府、兵庫県	
4月2日(金)		第27回県対策本部会議 知事指示事項 (県民向け) 4月1日に、政府が宮城県、大阪府、兵庫県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示したことから、令和3年4月5日から5月5日までの間、以下のこと等を要請

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置を実施すべき区域との往來を控えること</li> <li>・都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断すること</li> <li>・引き続き、基本的な感染防止対策を行うこと</li> </ul>
4月 6日 (火)		県内感染者確認 (1名、雲南市、計289名)
4月 7日 (水)		県内感染者確認 (2名、大田市、計291名)
4月 9日 (金)	<p><b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 基本的対処方針の変更</b> (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県、大阪府、兵庫県 4月5日から5月5日まで</li> <li>・京都府、沖縄県 4月12日から5月5日まで</li> <li>・東京都 4月12日から5月11日まで</li> </ul>	
4月 11日 (日)		県内感染者確認 (1名、大田市、計292名)
4月 12日 (月)		<p>県内感染者確認 (1名、大田市、計293名)</p> <p><b>第28回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け)</p> <p>4月9日に、政府は新たに東京都、京都府、沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示したことから、以下のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請の期間は、令和3年4月12日から5月5日までとし、東京都については、令和3年4月12日から令和3年5月11日までとする</li> </ul> <p><b>(都道府県をまたぐ移動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県との往來を控えること</li> <li>・この他に、北海道札幌市、山形県山形市、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、香川県、愛媛県松山</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>市などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと</li> </ul> <p><b>(基本的な感染対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組むこと</li> </ul> <p><b>(飲食店の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</li> <li>②飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること</li> <li>③時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度とすること</li> <li>④歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から加わられる方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に、行うこと</li> <li>⑤「接待を伴う飲食店」については、引き続き、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外での利用を控えること</li> <li>・県内でも、県外の方との利用を控えること</li> </ul> </li> </ol>

日付	国	島根県
		<p>ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う</p> <p><b>(十分な換気の実施)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと</li> </ul> <p><b>(業種ごとのガイドライン遵守)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること</li> </ul> <p><b>(イベント開催の目安)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）によること</li> </ul> <p><b>(接触確認アプリの活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul> <p><b>(事業所での接触低減の取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p><b>(誹謗中傷や差別の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること</li> </ul> <p><b>知事会見（県民向け）</b></p> <p>大型連休を前にして、現段階で県内への帰省や旅行を検討されている県外のご家族やご親戚の方々に対し、次の点を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置を実施する対象地域からの帰省や旅行などについては、控えて頂くように県外のご家族やご親戚の方々にお伝え頂くこと</li> </ul>

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの地域への帰省や旅行についても控えて頂くこと</li> <li>・各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域からの帰省や旅行などについても、ご家族と相談するなどして、慎重に判断をして頂くこと</li> <li>・また、これらの地域への帰省や旅行などについても、慎重に判断をして頂くとともに、いずれの場合も、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などは、控えて頂くこと</li> <li>・以上については、発熱等の症状がある場合を除き、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来を、控えて頂く必要はないこと</li> <li>・ご家族やご親戚の方が帰省や旅行される場合は、出発前の2週間は、感染リスクが高まる飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった「5つの場面」に注意するとともに、3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの「基本的な感染対策」を徹底して頂くこと</li> <li>・また、帰省して、実家等で生活を共する場合にも、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意するとともに、「基本的な感染対策」の徹底をして頂くこと</li> <li>・なお、自宅での感染予防対策の徹底が難しい場合には、宿泊について、ホテルや旅館の利用も検討して頂くこと</li> </ul>
4月13日（火）		県内感染者確認（1名、松江市、計294名）

## 松江市島根町加賀で発生した大規模火災について

### 1. 火災等の状況

- (1) 経過
- ・ 4月1日 16:56 松江市消防本部覚知
  - ・ 4月2日 1:00 鎮圧
  - 15:00 鎮火
- (2) 消防活動状況
- ・ 消防本部（署） 延べ 34台 延べ 119人
  - ・ 消防団 延べ 20台 延べ 302人
  - ・ 島根県防災ヘリ 1機
- (3) 気象状況
- ・ 4月1日 4:02 強風注意報 発表
  - ・ 4月2日 0:09 " 解除

### 2. 被害状況

- (1) 人的被害 軽症4人
- (2) 建物被害 32棟 [内訳]・全焼 22棟(住家12棟、非住家10棟)  
・部分焼 2棟(住家1棟、非住家1棟)  
・ぼや 8棟(住家5棟、非住家3棟)

※4月14日現在の調査状況

- (3) その他被害 林野焼損 2,051.53㎡

### 3. 避難所

島根公民館 [開所] 4月1日 19:50 [閉所] 4月7日 16:35  
最大避難数 18世帯 54人

### 4. 県の対応

- ・ 4月1日 17:55 松江市消防本部より火災発生の入電  
防災部に対応職員を配置
- 19:27 松江市消防本部に情報収集員（リエゾン）を派遣
- ・ 4月2日 5:55 島根県防災ヘリ出動（偵察）、散水5回
- 13:30 大規模な火事対策本部設置（松江市災害対策本部設置）
- 15:00 災害対策本部に移行  
災害救助法適用（4月1日）
- ・ 4月7日 16:35 災害対策本部廃止（松江市災害対策本部廃止）

### 5. その他

- ・「令和3年島根県松江市大規模火災義援金」の募集  
受付期間 4月12日（月）～5月31日（月）

## 冷凍保安責任者及びその代理者の兼務に係る取扱指針について

### 1. 県議会における指摘

令和2年10月23日総務委員会及び11月議会一問一答質問において、須山議員より、高圧ガス保安法の規定により配置が義務づけられている冷凍保安責任者とその代理者の兼務について、基準を設けるべきとの指摘

### 2. 検討経緯及び結果

- ・ 令和2年11月13日 県・各消防本部危険物等規制担当課長連絡会議を開催し、取組の方向性等について協議
- ・ 令和3年1月21日 県・各消防本部危険物等規制担当課長連絡会議を開催し、指針（案）について協議
- ・ 令和3年2月22日 各消防本部に次の取扱指針を通知

#### 冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者の代理者の兼務に係る取扱指針

冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者の代理者の兼務に関し、県内各消防本部間で取扱の基本的枠組に差異が生じることがないように、この指針を定める。

1. 冷凍保安責任者が他施設の冷凍保安責任者を兼務することについて  
 認めない（国の内規「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について」第36条関係で認められている、限定的な施設形態に該当するものを除く）
2. 冷凍保安責任者の代理者に係る兼務について  
 原則認めない。しかしながら、やむを得ない事情により、兼務によらなければ保安体制を構築し難い状況が発生した場合においては、次の各項目を参酌し、期間を定めて認めることができるものとする。

#### (1) 施設数より多い冷凍保安責任者等を確保していること

<確保している場合>

配置された資格者の人数が施設数より1名多い場合は、1名欠けても冷凍保安責任者の兼務が発生せず、かつ、「責任者が旅行・疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職を代行させなければならない」という、高圧ガス保安法に定める冷凍保安責任者の代理者の設置目的を当面維持できる。

	あ施設	い施設		あ施設	い施設
責任者	A氏	C氏	責任者	A氏	C氏
代理者	B氏	A氏	代理者	B氏	B氏

<確保していない場合>

次のように施設数と配置された資格者の人数が同数の場合は、1名欠けた場合、冷凍保安責任者の兼務が発生し、上記1. に抵触する。

	あ施設	い施設
責任者	A氏	B氏
代理者	B氏	A氏

#### (2) 同一敷地その他これに準ずる位置関係にあること

#### (3) 危害予防規程で当面の保安管理体制を明確にし、かつ、安定的な事業継続のための資格者の確保・養成等の対応策について記載させるなどし、保安の責務を果たす上で当面の間支障がなく、資格者確保等に向けた取組が適当であると認められること